

J-POWER グループ人権基本方針

J-POWER グループは企業理念のもと、事業活動を通じて社会に貢献し、社会と共に持続的に発展していくことを目指します。当社グループの「サステナビリティ基本方針」に基づき、事業活動が影響を及ぼし得る人々の人権を尊重する責任があることを強く認識し、この責任を果たすように努めます。

当社グループは「国際人権章典」（世界人権宣言と国際人権規約）、国際労働機関（ILO）の「労働の基本原則及び権利に関する宣言」、「OECD 多国籍企業行動指針」、「国連グローバル・コンパクトの10原則」、および国連の「ビジネスと人権に関する指導原則」を基に、J-POWER グループ人権基本方針（以下：本基本方針）を定め、人権尊重の取組みを推進していきます。

■ 適用範囲

本基本方針は当社グループ全ての従業員と役員に適用します。また、当社グループのビジネスパートナーおよびサプライヤーに対しても本基本方針を支持し、人権の尊重を努めて頂くよう働きかけていきます。

■ 人権尊重の取組み

- ・ 当社グループは本基本方針の実行に責任を持つ責任者を明確にし、実施状況を監督します。
- ・ 当社グループは人権デューデリジェンスの仕組みを構築し、人権に対する負の影響およびそのリスクについて把握するとともに、その防止および軽減することに努めます。
- ・ 当社グループの事業活動が人権への負の影響を引き起こす、またはこれを助長したことが明らかになった場合には、適切な手続きを通じて、救済に取り組みます。
- ・ 当社グループは国際人権基準を最大限尊重し、以下の権利と尊厳を尊重します。
 1. 人身売買及び強制労働、児童労働の禁止
 2. 結社の自由および団体交渉等の尊重
 3. 適切な労働時間の管理、過剰な労働時間の削減
 4. 最低賃金の確保と生活賃金への配慮
 5. 健康かつ安全な職場環境の確保
 6. 個人情報およびプライバシーの保護
 7. あらゆる差別※やハラスメント、いじめ、不公平な扱いの禁止

※人種、皮膚の色、性、言語、宗教、国籍、年齢、性的指向・性自認・性表現、障がいの有無、政治上その他の意見、国民的若しくは社会的出身、財産、門地その他の地位またはこれに類するあらゆる事由による差別をいいます。
- ・ 本基本方針の一連の取組みにおいて、独立した外部からの人権に関する専門知識を活用するとともに、私たちの事業の影響を受ける人びととの協議を、誠意をもって行います。
- ・ 当社グループは、本基本方針に基づく取組み状況を定期的に情報開示します。
- ・ 本基本方針がグループ全体の事業活動に組み込まれ、効果的に実行されるように、適切な研修・教育を行います。

2022年6月28日 制定

電源開発株式会社
代表取締役社長
社長執行役員

渡部 肇史